

富士見市 高等学校等入学準備金利子補給制度

高校・大学などへ入学するお子様の保護者で、**日本政策金融公庫の教育一般貸付(入学資金)**を受けた方に対し、**経済的負担の軽減を図るため、市がその返済利子の一部または全部を助成します。**

お申し込みできる方

次の全てに該当する方

- ①高等学校、大学、短期大学、専修学校等へ入学する方の保護者であること
- ②富士見市に住民登録があり、現に居住していること
- ③市税を滞納していないこと
- ④日本政策金融公庫から、高等学校等に入学する月の翌月までに「入学資金」(入学に要する入学金、授業料その他の費用)として教育資金の融資を受けていること ※「**在学中の費用**」のみを目的とした融資は、対象外です。

利子補給額

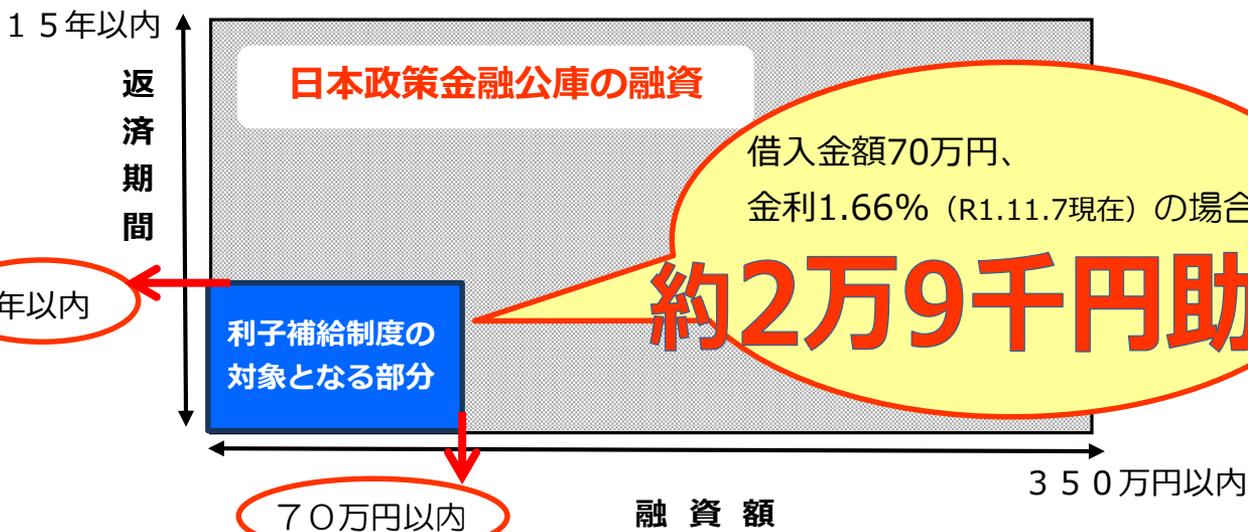
利子補給金の対象となる教育資金の融資額は、70万円を限度とします。

※利子補給金の額は、融資を受けた利率で、元利均等月賦償還、据置期間なしとして算出します。

利子補給期間

- 教育資金の融資を受けた日の属する月の翌月から5年を限度とします。
- 毎年1月1日から12月31日までに支払いが完了した利子(※)に係る利子補給金を助成します。
- (※) 延滞利子は除きます

<イメージ図>



入学する月の翌月まで

1 融資申込

教育一般貸付（入学資金）については、日本政策金融公庫に直接お問い合わせください。

・ **日本政策金融公庫 川越支店**

〒350-1123 川越市脇田本町14番1 日本生命川越ビル5階

電話 049-246-4171（お申込み相談）

・ **教育ローンコールセンター**

電話 0570-008656（お問い合わせ、資料請求）

※入学準備金利子補給制度は、**入学する月の翌月までに融資を受けた方が対象です。**

「お支払額明細書」が届き次第、速やかに！

2 交付申請

＜申請先：富士見市教育委員会 教育政策課＞

【申請に必要なもの】

- (1) 富士見市高等学校等入学準備金利子補給金交付申請書（様式第1号）
※申請書は教育政策課窓口にて配布しています。（市のホームページからもダウンロードできます。）
- (2) 入学を証明する書類（合格通知または入学許可書等）の写し
- (3) 日本政策金融公庫が発行する「お支払額明細書」の写し
- (4) 印鑑 ※(1)の申請書が未記入で、押印が必要な場合

※「お支払額明細書」が**お手元に届き次第、申請書と共に速やかに申請してください。**
（申請が遅れた場合、利子補給金の一部が対象とならない場合があります）

3 交付決定

申請を受付後、内容を審査し、審査結果を通知します。

4 交付請求

利子補給金の交付決定を受けた方は、**日本政策金融公庫に毎年12月までの返済が完了後**、市が送付する交付請求書に必要事項を記入し、富士見市教育委員会教育政策課宛てに**翌年2月末日までに**提出してください。

※請求書は、市が送付する「富士見市高等学校等入学準備金利子補給金交付決定通知書」に同封しています。

※利子補給金の一括請求や、請求期間を過ぎてからの交付請求は、受付けておりません。
必ず一年ごと、かつ期限内に請求してください。

5 交付

請求書を受領後、毎年3月末日までに申請者の指定する金融機関に利子補給金を振り込みます。（振込人名義は「富士見市会計管理者」です。）

【利子補給金に関するお問い合わせ、申請先】

富士見市教育委員会 教育政策課

〒354-0021 富士見市大字鶴馬1873番地1（中央図書館2階）

電話 049-251-2711（内線611）

